

# マージン率等に係る情報

2026年6月1日

〒556-0011 大阪市浪速区難波中 1-3-18

株式会社ニチワシステム

代表取締役 洪 理恵

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

1. 派遣労働者数	20名
2. 派遣先企業数	7社
3. 労働者派遣料金の平均額	33,298円
4. 労働者派遣者の賃金平均額	17,939円
5. 派遣事業報告に基づくマージン率	46.1%

6. 教育訓練に関する事項					
種類	方法	有給・無給	実施主体	実施期間	負担費用
セキュリティ教育	集合教育	有給	弊社	年2回	なし
新規採用者訓練	集合教育	有給	弊社	約2ヶ月	なし
段階別教育訓練	集合教育	有給	弊社	年6回	なし

※マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得・慶弔時に係る賃金 (派遣先には請求できません)	
残業補填料	平均20～30時間相当分(契約内容により請求できない場合)	
運営管理費	健康診断費用	一般検診・生活習慣病検診の受診費用
	社員募集費用	社員の募集に係る各種費用(媒体、人材紹介)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 (教育訓練・事務管理費用、待機者の給与等)
	その他営業費用	管理・営業要員の人件費及び活動費、法定手続費用 事務所費用、通信費等
営業利益	労働者派遣料金から労働者の賃金・社会保険料・ 有給休暇費用・残業補填料・運営管理費を差し引いた利益	

※マージン率は、以下の計算方法により算出しております。

$$\text{マージン率} = ((\text{派遣料金平均額} - \text{賃金平均額}) \div \text{派遣料金平均額}) \times 100$$

労働者派遣法 第30条の4第1項の協定に関する事項

労使協定締結: 締結している 労使協定対象労働者の範囲: 全ての派遣労働者

労使協定の有効期間: 2026年4月1日から2027年3月31日まで